

件名	松前町立学校の教育職員の時間外在校等時間の上限の目標に関する規則
主管課	学校教育課
関係課	なし
改正対象	
根拠法令等	<p>○ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）</p> <p>○ 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他の教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年1月17日文科科学省告示第1号）</p>
制定理由	<p>「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部改正（第7条追加）に伴い「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他の教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が公示された。</p> <p>同指針の中で、各教委においては、在校等の時間の上限時間を超えないようにするため、教師等の業務量の適切な管理を行うことが求められ、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を教委規則等において定めることとされたため。</p>
規則の主な内容	<p>教育職員の「時間外在校等時間」の上限を定め、教育職員の業務量の適切な管理を行うため、上限時間を次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1か月の時間外在校等時間について、45時間以内 ・ 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内 <p>児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1か月の時間外在校等時間 100時間未満 ・ 1年間の時間外在校等時間 720時間以内 ・ 連続する複数月の平均時間外在校等時間 80時間以内 ・ 時間外在校等時間 45時間超の月は年間6か月まで
施行日	令和2年4月1日
【その他参考事項】	